

宮城県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年7月9日

宮城県監査委員 内 海 太
宮城県監査委員 佐々木 敏 克
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

記

- 1 監査委員の報告日
平成22年3月19日
- 2 通知のあった日
知事 平成22年5月20日
教育委員会委員長 平成22年5月14日
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
 - (1) 団体名 社団法人みやぎ原種苗センター
 - イ 監査委員の報告の内容
 - (イ) 特定資産等の取扱いにおいて、不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。
 - (ロ) 主要農作物種子備蓄事業の備蓄種子に関する事務において、不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。
 - ロ 措置の内容
 - (イ) 稟議書や取扱基準を整備し、適切な取扱いとなるよう指導した。
 - (ロ) 主要農作物種子備蓄事業の備蓄種子に関する事務の取扱いについては、実態に即した契約や諸規程の整備について指導した。
 - (2) 団体名 地方独立行政法人宮城県立こども病院
 - イ 監査委員の報告の内容
経営努力が認められるものの3期連続の当期純損失の計上が認められたので、経営改善を進める必要がある。
 - ロ 措置の内容
平成20年度には医業収益が増加し、損失縮減が図られたものの、病床稼働率は目標値に達しておらず、事業収支の改善を図る必要がある。
県では、平成21年度に「地方独立行政法人宮城県立こども病院中期目標（平成22年度から平成25年度まで）」を作成しており、それに基づく「地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画」による具体的な対応策によって更に経営改善が図られるよう、「地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会」での評価を基に対応していく。
 - (3) 団体名 社団法人宮城県林業公社
 - イ 監査委員の報告の内容
 - (イ) 収支計算書において3期連続の損失を計上するほか多額の累積債務16,267百万円（うち県借入金11,240百万円）が認められたので、経営改善を進める必要がある。
 - (ロ) 貸借対照表に有価証券（株式）の価額が適正に計上されていないことが

認められたので、改善する必要がある。

□ 措置の内容

- (1) 林業公社において、これまでも日本政策金融公庫借入金の低金利への借換えや一部繰上償還などによる金利負担の軽減、組織のスリム化、人員削減による管理コストの削減、利用間伐推進による事業収入の確保、路網整備による生産コストの低減など、経営改善の努力をしてきており、今後は平成 21 年 8 月に作成した「経営改善計画」や宮城県公社等外郭団体経営評価委員会意見（平成 21 年 12 月）に沿った経営改善を進めていくこととしている。

県は、引き続き一層の経営改善に努めるよう指導する。更に、県としても今年 7 月までに林業公社改革プランを作成することとしており、その中で累積債務の処理策等を検討することとしている。

- (2) 林業公社において、保有する有価証券（株式）の価額が適正に計上されるよう指導した。

(4) 団体名 財団法人宮城県文化振興財団（宮城県民会館管理運営共同企業体）

イ 監査委員の報告の内容

貸借対照表において、無形固定資産（ソフトウェア）の計上漏れが認められたので、改善する必要がある。

□ 措置の内容

適切な会計処理を行うよう指導した。今後、財務諸表の内容に誤りがないか確認することとする。

(5) 団体名 社団法人宮城県農業公社

イ 監査委員の報告の内容

(1) 正味財産が出資金を下回っていると認められたので、改善する必要がある。

(2) 農地保有合理化関連事業において、未収金縮減に努力しているものの、なお多額の延滞未収金が認められたので、引き続き収納促進に努める必要がある。

(3) 退職給与引当金及び売買損失引当金の計上不足が認められたので、改善する必要がある。

□ 措置の内容

(1) 平成 21 年 8 月に作成した「社団法人宮城県農業公社改革プラン」に基づき、「適確な収支見通しに基づく経営安定に向けた対応」、「牧場事業の立て直し」等、7 つの改革項目に農業公社が主体的に取り組み、平成 24 年度には単年度収支黒字となる健全な経営体質を目指すこととし、これに対して県は、経営合理化を促進するための支援措置を講じた。

(2) 必要に応じて法的手段への移行等を検討しながら、全額回収に向けた取組を継続するよう指導した。

(3) 経営状況の悪化を食い止めながら、所要の引当金を計上できるよう農業公社の経営合理化を促進するための支援措置を講じた。

(6) 団体名 財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団

イ 監査委員の報告の内容

財務諸表等の計数及び注記の不備が認められたので、改善する必要がある。

□ 措置の内容

財務諸表等の計数及び注記の不備については、理事会の議決等必要な手続きを経て改善するよう指導した。

指導内容について、今後、県が行う定期監査時等において、随時改善されているかどうか確認することとする。

(7) 団体名 財団法人みやぎ林業活性化基金

イ 監査委員の報告の内容

財務諸表において、計数等の誤りが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

「公益法人会計基準」等に従い、会計処理を行うよう指導した。また、財務諸表の更正については、理事会の議決を経るよう指導し、平成 22 年 3 月 26 日に開催された理事会の承認を得たことを確認した。

(8) 団体名 宮城県開発株式会社

イ 監査委員の報告の内容

退職給付引当金の計上不足が認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

最近の経済情勢等の影響から、団体の経営状況は厳しく、単年度で不足額を全額積み増しすることは困難と思われるが、団体では資金繰りの状況等を考慮しながら適正な水準まで積み増ししていくとしていることから、売上収入の確保や一層の経費節減を図りつつ計画的に積立を継続するよう指導した。今後とも団体の経営状況を注視しながら、必要に応じ早期改善について指導していくこととする。

(9) 団体名 社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

イ 監査委員の報告の内容

会計処理規程に基づく総勘定元帳、仕訳帳及び振替伝票の整備に不備が認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

会計ソフトを導入し、会計処理業務の改善が図られたことを確認した。あわせて、会計処理の一層の正確性を高めるため、事務決裁規程など一般事務規程を整備するよう指導した。

(10) 団体名 阿武隈急行株式会社

イ 監査委員の報告の内容

経営努力が認められるものの繰越欠損金が多額となっていることから、旅客収入の確保及び費用の削減等により経営改善を進める必要がある。

ロ 措置の内容

阿武隈急行株式会社では、長期経営計画（平成 16 年度から平成 25 年度まで）を基本に、平成 16 年度から平成 21 年度までの「経営健全化 5 力年計画」を作成し、経費の削減や運賃収入の確保策に取り組んできたところである。

平成 22 年度以降については、計画期間を平成 26 年度までとした、新たな「新経営健全化 5 力年計画」を作成し、新規イベント事業の開発や企画乗車券の発売等の収入確保策を講じるとともに人件費や一般経費の削減などを進め、経営改善を図ることとしている。

県としては、「新経営健全化 5 力年計画」を作成するに当たり、沿線人口の減少や公共交通を取り巻く環境の変化等の現状把握及び「経営健全化 5 力年計画」の実施状況の分析並びに今後の収支改善策について、福島県・沿線自治体とともに協議検討を行い、より実効性の高いものとなるよう指導助言を行った。今後、新計画の実施状況については、沿線自治体担当者等による「新経営健全化 5 力年計画検証委員会」の構成員として、毎年、会社の運営状況の検証を行い、経営改善を促すこととしている。また、平成 21 年度においては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、沿線自治体で構成する「阿武隈急行沿線開発推進協議会」が行う、阿武隈急行線の利用増進対策事業の一つである、仙台・宮城「伊達な旅」キャンペーンに併せて実施する誘客イベント開催費用などに対し、補助金を交付し、阿武隈急行の活性化

に支援を行ったところである。

(11) 団体名 特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 宮城県民間非営利活動プラザ指定管理業務において、利用料金の免除処理に不適切な取扱いが認められたので、改善する必要がある。

(ロ) 宮城県民間非営利活動プラザ指定管理業務の支出手続きにおいて、会計規程に沿った処理がなされていないものが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 施設利用料の免除については、宮城県民間非営利活動拠点施設条例に基づき、あらかじめ知事に協議して承認を受けるよう指導し、この結果、改善された。

(ロ) 指定管理者が自ら定めた会計規程を遵守し、また、法人代表者（現行の会計規程上、一切の決裁の権限を有する。）が指定管理業務に係る会計事務の円滑化の観点から会計規程の改正について検討するよう指導した。

この結果、指摘を受けた具体の事務処理については、現行の会計規程に合致するよう改善され、更に、理事会を経て会計規程が改正されることとなった。

(12) 団体名 財団法人宮城県母子福祉連合会

イ 監査委員の報告の内容

宮城県母子福祉センター指定管理業務において、給与の支払いが、支給規程と相違していることが認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

平成22年3月25日に財団法人宮城県母子福祉連合会を訪問し、不適切な状況の改善及び今後の適正運営について指導した。

その際、同法人から、6月の理事会で現行の給与規程を廃止し、実態に即した新しい給与規程を制定することを確認した。

(13) 団体名 財団法人宮城県体育協会

イ 監査委員の報告の内容

特別会計の廃止処理において、不適切な処理が認められたので、改善する必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 会計の設置・廃止については、理事会における重要な議決事項であることから、今後は寄付行為及び会計処理規程等を遵守し、適正に処理するよう指導した。

(ロ) 会計決算等を行うに当たり、関係書類への記載誤りは重大な事案であることと認識し、(イ)に併せ、会計諸規定を遵守するとともに、適正に処理するよう指導した。